

# 鏡石町合併処理浄化槽設置整備事業に関する手続きについて

## 1. 補助金の内容

補助金交付対象事業については、町は公共下水道、農業集落排水事業区域外で合併処理浄化槽を設置しようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

交付に当たっては、浄化槽法第5条第1項に基づく設置届出書の審査、または建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けた合併処理浄化槽を設置する者とし、また住宅等を借りている者にあつては、賃貸借人の承諾を得られた者とする。

補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用（単独浄化槽又は汲取り便槽を完全に撤去するのに必要な工事費用を含む）に相当する額とし、別表第1及び別表第2に定める額または、工事請負額のいずれか少ない額とする。

別表第1

交付額基準	単独浄化槽または汲取便所からの転換で、且つ、既存の建物の一部又は全部が残される場合で、且つ住宅用途（併用住宅は住居部分が延べ床面積の1/2以上）のもの	左以外のもの
人槽区分	限度額	限度額
5人槽	332,000円	166,000円
7人槽	414,000円	207,000円
10人槽	548,000円	274,000円

別表第2

交付額基準	既存の建物の一部または全部が残され、合併浄化槽の設置に伴い単独浄化槽及び汲取り便槽を完全撤去する場合	
	撤去した単独浄化槽跡地を活用する場合	左記以外の場合
対象物	限度額	限度額
単独浄化槽撤去	45,000円	30,000円
汲取り便槽撤去	30,000円	

## 2. 補助事業の手順

### (1) 浄化槽設置届の提出

建築確認申請とともに設置申請を行う場合は、福島県中建設事務所もしくは財団法人ふくしま建築住宅センターに建築確認申請とともに浄化槽設置届出書を提出する。

なお、建築確認が不要のときは町へ浄化槽設置届出書を提出する。

### (2) 補助金交付申請

設置者が町に必要な書類を添付し補助金交付申請書を提出する。

### (3) 補助金交付決定及び通知

申請書を受領後、内容を審査し適正と認められた場合は、町から設置者に補助金交付決定の通知書が出される。

### (4) 着 工

着工にあたっては下記に留意し施工する。

浄化槽法第5条第4項により浄化槽設置届が受領された日より21日（国土交通大臣の形式認定を受けた浄化槽にあつては10日）経過後に必ず着手する。

小型合併処理浄化槽施工技術特別講習会を修了した者または昭和63年度以降に浄化槽設備士試験に合格または認定講習会を修了した浄化槽設備士が工事を実施する。または、現場で工事を監督する。（技術上の基準に従う）

施工状況を写真に撮影する。写真は必ず黒板を使用し、施工内容、所在地、建主名、施工箇所、施工年月日を記入する。

- 1) 着工前（設置予定地の周辺状況）
- 2) 完 成（着工前と同様に周辺状況を撮影 着工前と同じ向き）
- 3) 浄化槽設備士の写真（本人が工事監督または、工事を行っている状況）
- 4) 基礎工事写真（基礎砕石及び基礎コンクリート工事）
- 5) 据付工事状況写真（本体を水平に据え付けし、水を張り、水締めによる埋戻、メーカー名及び型式）
- 6) かさ上げたコンクリートの状況写真（今後の維持管理が容易か、バルブより450mm以内か）

施工中の留意点（施工に際しては、寸法など確認して実施のこと）

- 1) 掘削の範囲は、作業に支障のない程度とし、余分に地山を痛めないように注意する。  
また、土質に見合った掘削勾配を保って掘削する場合を除き掘削する深さが1.5mを越えるときは土留工を施工し、安全に作業を進めること。
- 2) 基礎は、浄化槽寸法に縦横それぞれ100mm余裕をとること。
- 3) 基礎コンクリート部の配筋は、異形鉄筋 10mm、鉄筋の間隔は縦横それぞれ200mmを標準とする。
- 4) 基礎コンクリートの厚さは150mmを標準とし、浄化槽本体に異常な荷重がかからないようにする。
- 5) 据付けについては、本体を水平に据付けし、浄化槽本体に水を入れ、周囲を念入りに埋戻をすること。
- 6) 浄化槽上部に車両が乗り入れる場合は、計画当初からその補強方法を設計に組み入れること。
- 7) 補助金申請の内容に変更が生じた場合は、すみやかに変更承認申請書を町に提出する。

### (5) 中間検査

町担当課において中間時に現場施工状況を確認する。主な検査項目は下記のとおり。

ベースコンクリートの背筋検査（鉄筋、厚み、ピッチの確認）  
製品検査（型式等の確認）

(6) 工事完了

工事が完了したら、速やかに実績報告の作成にとりかかること。

(7) 実績報告

設置者が町に必要な書類を添付し補助金実績報告書を提出する。なお提出は工事完了後2週間以内または3月31日にいずれか早い日までとする。

(8) 竣工検査

町担当課において、現場、竣工状況を確認する。現地では管渠の延長、升の深さ、放流先確認、流速等を外観あるいは聞き取りで確認するので、必ず担当した浄化槽整備士が立ち会い必要な検査器具、書類を準備すること。また検査状況を記録するのでカメラを準備すること。

主な検査項目は下記のとおり。

槽内部からの漏水はないか

水平が保たれているか

接触剤等の変形、破損、固定の状況

ばっき装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況

消毒設備の変形、破損、固定の状況

流入管渠及び放流管渠の勾配

放流先の状況

誤接合等の有無

升の位置及び種類

流入管渠、放流管渠及び空気配管の変形、破損のおそれ

ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の位置、稼働状況

ブロワーの位置、稼働状況

(9) 補助金交付確定通知

実績報告内容及び検査状況により内容が適正と認められた後、町より設置者に補助金交付確定の通知書が出される。

(10) 補助金請求

設置者は必要事項記入のうえ、町に補助請求書を提出する。

3. 書類等の添付書類

(1) 補助金交付申請書（要綱第5条）

審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写しまたは建築確認通知書の写し  
設置工事に係るの見積書（設置費及び撤去費を明示したもの）

設置場所の案内図

住宅等をかりている者は賃貸人の承諾書

全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会（以下「全浄協」という。）の登録を受けた  
浄化槽にあっては全浄協の定めた登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）

小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用）

浄化槽整備士証の写し

その他町長が必要と認める書類

- 1）着工前写真（撤去費を伴う場合、単独浄化槽及び汲取り便槽の写真）
- 2）工事請負契約書の写し
- 3）平面図、縦断面図（各1部、撤去費を伴う場合は既存単独浄化槽と設置する合併浄化槽の位置を明示）
- 4）確約書（排水処理基本計画地区内の場合）
- 5）工場生産浄化槽認定シート（型式、仕様書で使用するものを赤色で囲むこと）

## (2)実績報告書（要綱第8条）

浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

浄化槽法定検査（7条、11条）申込書の写し

施工状況写真（町検査状況写真については検査後速やかに提出）

撤去補助がある場合

- 1）既設単独浄化槽又は汲取り便槽撤去の写真
- 2）汲取り完了証明書の写し
- 3）産業廃棄物管理表（マニフェスト）A票の写し（諸事情により添付が困難な場合は理由書を添付）

その他町長が必要と認める書類

- 1）工事施工監督チェックリスト
- 2）竣工図等（平面図、縦断面図）

## (3)補助金請求書（要綱第10条）

添付書類については、口座番号記入間違いがないか確認するため通帳の番号、名義、金融機関名（支店名含む）が確認できる部分の写しを提出。